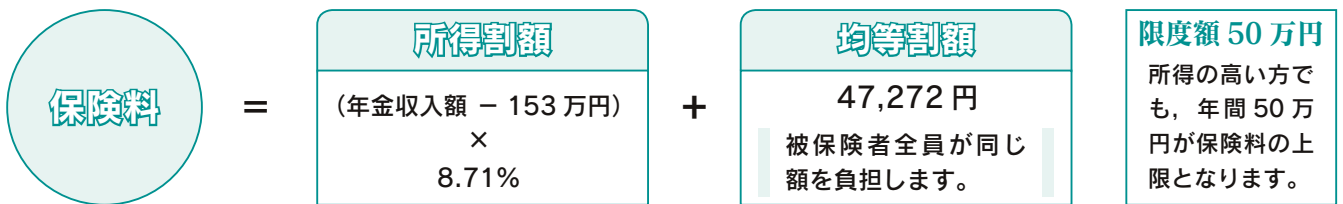


## ◎保険料はどう変わるの？

○後期高齢者医療の保険料は、**被保険者一人ひとり全員に納めていただきます。**



※保険料算定の際の所得割率（8.71%）と均等割額（47,272 円）は、山口県後期高齢者医療広域連合により県内均一に設定されています。

○均等割については、**所得に応じた軽減措置があります。**

軽減内容	住民票上の同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額 <sup>*</sup> の合計額
<b>7 割軽減</b>	33 万円【基礎控除額】を超えない世帯
<b>5 割軽減</b>	【33 万円 + 24 万 5 千円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えない世帯
<b>2 割軽減</b>	【33 万円 + 35 万円 × 被保険者数】を超えない世帯

### ※均等割の軽減判定時の所得額

年金収入のみ（330 万円以下）の被保険者の場合、年金収入から 120 万円（公的年金等控除額）と 15 万円（高齢者特別控除）を引いた金額です。

### ※軽減時の均等割額

7 割軽減の場合 → 14,181 円  
5 割軽減の場合 → 23,636 円  
2 割軽減の場合 → 37,817 円

**保険料の算出例**

**例 1 単身世帯**  
A さん(主) 年金収入額 80 万円  
→ 年間の保険料は →  
所得割額 0 円 + 均等割額 14,181 円 (7 割軽減) = 保険料 14,181 円

**例 2 二人世帯**  
B さん(主) 年金収入額 201 万円  
C さん(妻) 年金収入額 80 万円  
→ 年間の保険料は →  
所得割額 41,808 円 + 均等割額 37,817 円 (2 割軽減) = 保険料 79,625 円

※ B さんの所得割額の計算は・・・

201 万円（年金収入） - 153 万円（公的年金等控除額：120 万円，基礎控除額：33 万円） = 48 万円  
48 万円 × 8.71% = 41,808 円

### ◆会社の健康保険の扶養になっていた人

今までは保険料の負担はありませんでしたが、後期高齢者医療制度では保険料を納めるようになります。ただし、負担の激変緩和のため、被保険者となつてからの 2 年間は軽減措置が適用されます。

軽減措置適用期間	所得割額	均等割額
平成 20 年 4 月～9 月	かかりません	かかりません
平成 20 年 10 月～翌年 3 月		9 割軽減
平成 21 年 4 月～翌年 3 月		5 割軽減

## ◎保険料の納め方は？

○保険料の納め方は、**普通徴収と特別徴収の 2 通りです。**

納め方	納 期	該当する人
<b>特別徴収</b> 年金からの天引きによる納付	年金が支払われる際に天引き（平成 20 年 4 月分から開始）	年金受給額が年間 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療の保険料を合算した額が年金受給額の 1/2 を超えない人（※一定期間、普通徴収になる場合もあります。）
<b>普通徴収</b> 納付書または口座振替による納付	7 月から翌年 3 月までの毎月	上記以外の人